

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する現地確認について（柏崎刈羽6，7号機）」

2. 日時：平成29年6月28日 13時30分～18時45分

3. 場所：東京電力ホールディングス 本社本館2階会議室

4. 調査者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内管理官補佐、照井安全審査官、櫻井安全審査官

5. 対応者

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 部長 他29名

6. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における、補正書及びまとめ資料の提出に係る信頼性向上のための取り組み結果報告書に関する指摘事項について、東京電力本社において根拠となる資料の確認、詳細説明の聴取等を実施するため現地確認を行った。
- (2) 原子力規制庁は、各種会議体における具体的な指示内容については、当該会議体での資料の確認及び詳細説明を聴取した結果、具体的な指示というものではないものの、審査において論点となった事項が議論され意思決定が行われていることをもって指示としていることが確認できたことから、特に問題となるような点はなかったことを確認した。
- (3) また、原子力規制庁から、概ねプロセス上の問題はないが、以下の点については改めて確認が必要である旨伝えた。
 - 確認チェックシートに記載された資料作成者は主担当者だけであることから、主担当者以外の資料作成者と審査担当者が異なることが確認できなかった。このため、主担当者以外の資料作成者を示した上で、審査担当者とは異なる者であることが示されることが必要である。
- (4) 東京電力ホールディングス株式会社より、指摘について了解した旨の回答があった。

以上